

令和8年度
ふくいデジタル導入チャレンジ補助金

募集要領

<お問い合わせ先>

福井県庁 産業労働部 経営改革課 創業・DX支援グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号4階

TEL : 0776-20-0537 E-mail : keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

令和8年6月

福井県産業労働部

1 補助金の目的

本事業は、デジタルツールのカタログを作成するとともに、DXに本格的に取り組めていない県内中小企業を対象に、当該カタログに登録されたツールの導入に要する経費の一部を助成することを通して、業務効率化や生産性向上の取組みを促進し、県内産業のDX(デジタルトランスフォーメーション)を加速させることを目的とする。

デジタルツールカタログとは・・・

福井県が、ふくいデジタル推進アライアンスや福井県情報システム工業会の会員企業を対象にデジタルツールを募集し、業務効率化に効果が期待され、一定の要件(セキュリティ対策、サポート体制、価格・契約条件等)を満たしたツールの一覧です。

なお、本県が特定のツールを推奨するものではありません。

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは・・・

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。

(出典：経済産業省「DX推進ガイドライン」)

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

自社の業務効率化や生産性向上を図るため、県内中小企業がデジタルツールカタログに登録されたツールを導入する事業

※デジタルツールを導入する場合であっても、生産性向上や業務効率化につながらない事業は補助対象事業となりません。

例：すでに導入しているシステムやソフトウェアの保守管理の更新を行う事業

(2) 補助対象者

福井県内に所在する従業員100名以下の中小企業者等^(注1)

(注1)「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に該当する中小企業団体で、県内に本店所在地の法人登記が行われており、かつ、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者。ただし、次の①～③のいずれかに該当する者を除く。

① 以下のア～ウに該当する者(いわゆる「みなし大企業」)

ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

- イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ② 主たる業種が情報通信業である中小企業者
- ③ 以下のいずれかに該当する事業者
 - ・ 医師、歯科医師、助産師
 - ・ 一般社団法人、公益社団法人
 - ・ 一般財団法人、公益財団法人
 - ・ 医療法人
 - ・ 宗教法人
 - ・ 学校法人
 - ・ 農事組合法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 申請時点で開業していない創業予定者
 - ・ 任意団体
 - ・ 次のア、イのいずれかまたはいずれも満たさない特定非営利活動法人
- ア 法人税法上の収益事業（法人税法施行例第5条に規定される34事業）を行っている（ただし、免税されていて確定申告書の提出ができない場合を除く）。
- イ 認定特定非営利活動法人でない。

(3) 補助率および補助限度額

補助率	補助限度額
1 / 2	500千円

(4) 事業の対象となる期間

交付決定日から令和9年1月31日まで

※契約、発注、納入、検収の事業手続きを上記期間内に実施する必要があります。

※支払については、令和9年2月28日までに支払ったものを対象とします。

※交付決定前に着手した事業については補助対象外となります。

3 募集期間

令和8年6月10日（水）～

- ・第1次受付： 6月末締切
- ・第2次受付： 7月末締切
- ・第3次受付： 8月末締切
- ・第4次受付： 9月末締切
- ・第5次受付： 10月末締切

※申請状況や予算の執行状況等により、受付が予定より早く終了する場合や、予定している受付を超えて追加の受付を行う場合があります

4 応募方法

- (1) メールまたは郵送（書留または簡易書留）

所定の申請書を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて、以下の提出先にメールで提出または郵送してください。

【提出先】

ウララコミュニケーションズ内

県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務 事務局

事務局住所：福井市板垣3丁目1510

電話番号：0776-36-4060

メールアドレス：info@fukui-dx-support.jp

【提出期限】

第1次から第5次の募集期間終了日の17時まで（郵送の場合は必着）

5 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業実施計画書（別紙1）
- (3) 経費明細表（別紙2）
- (4) ふくいデジタル導入チャレンジ補助金対象確認書（別紙3）
- (5) 県税の納税状況の確認について（別紙4）
- (6) 管轄の税務署が発行する法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書（申請日以前1か月以内に発行のもの）
- (7) 積算金額の根拠書類（見積書等）

【提出時の留意事項】

- ・郵送により提出する場合は、全ての提出書類（パンフレット等を含む）は、全てA4サイズの片面印刷にて提出してください。また、提出書類はホッチキス等で留めず、一式をクリップ等で留めて提出してください。

6 補助事業の流れ

- ① **補助申請者** デジタルツールカタログ記載の問合せ先に連絡
(販売事業者と導入調整、無償トライアルなど)
- ② **補助申請者** 補助金申請 (提出先は「4 応募方法」。募集期間ごとに締切)
 - ・販売事業者から、生産性向上や業務効率化に係る技術的助言やデジタルツールに関する情報提供
 - ・販売事業者から、「ふくいデジタル導入チャレンジ補助金対象確認書」の提供
- ③ **福井県** 募集期間の翌月に交付決定
- ④ **補助申請者** 契約締結 (**※契約は交付決定後に行ってください**)
(補助事業実施 交付決定日から令和9年1月31日まで)
- ⑤ **補助申請者** 実績報告書を提出
(提出先は「4 応募方法」 事業終了後10日以内に提出)
- ⑥ **福井県** 検査、額の確定
- ⑦ **補助申請者** 精算払請求書提出
- ⑧ **福井県** 補助金交付
- ⑨ **福井県** 導入1年後の状況調査

7 主な留意事項

販売事業者およびデジタルツール導入企業は、補助事業の応募および実施にあたり、以下の事項について留意してください。

- (1) 事業実施に係る書類は、事業終了後5年間保存してください。
- (2) 県および（公財）ふくい産業支援センターが実施するDX推進事業に対し協力をお願いします。
 - ・補助金を活用してデジタルツールを導入した県内企業による、「ふくいDXチャレンジアワード（仮称）」（3月頃開催予定）への出席および応募
（当アワードは、DXに積極的に取り組む県内企業を表彰し、県内企業の身近なDX事例として、県内において横展開を図ることを目的としている。）
 - ・事業成果の発表、イベントへの出席（取材や調査への対応等を含む）
 - ・その他、（公財）ふくい産業支援センターが実施するDX推進事業に関連して必要と認める事項への協力
- (3) 県ホームページ上で事業成果を公表する場合があります。

8 相談窓口の御案内

補助金申請にあたっての事前相談には、（公財）ふくい産業支援センターが設置する下記の相談窓口を無料で利用できます。申請を検討している事業者の方は積極的に御利用ください。

○ふくいDXオープンラボ

ITコーディネータ等の資格を持つITの専門家が、自社の現状や課題のヒアリングをはじめ、どのように自社のDXを進めていくべきか、どのようなデジタルツールの導入が有効であるか、DXの推進に向けた組織体制の構築や人材育成の方針等、自社のDX推進に向けたアドバイスを行います。

<https://www.fukui-dxlab.com/consultation/>

○総合相談窓口

中小企業診断士等の資格を持つ経営支援の専門家が、経営課題の解決や事業計画の策定等についてアドバイスを行います。

<https://www.fisc.jp/consult/sougo/>

※いずれの相談窓口も、原則として事前予約が必要です。ご予約は各相談窓口のホームページからお願いします。

※募集期間の締切直前は相談窓口が混み合う場合があります。相談を希望される場合は期間に余裕を持って御予約の上、お越してください。

※応募書類の記載方法や補助対象経費の考え方等、応募に関する事務的な手続きは、県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務 事務局（ウララコミュニケーションズ内 TEL：0776-36-4060）にお問い合わせください。

別表

1 補助対象経費

経費	内容
システム費	・専ら補助事業のために使用されるデジタルツール本体の購入に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスの使用料および通信料
その他経費	・導入関連費（役務・オプション）

※交付決定日以降に契約し、令和9年1月31日までの間に要する経費で、令和9年2月28日までに支払った経費を補助対象とします。

※複数年（または複数月）契約に係る経費については、令和9年1月31日までの間に要する経費で、令和9年2月28日までに支払った経費と、令和9年1月31日までの利用期間に相当する金額を按分により算出した額とを比較し、いずれか低い額を補助対象経費とします。

（例）令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年契約（12か月）のサービス（契約額120万円）を締結し、契約時に全額を前払いした場合

①支払済額

令和9年2月28日までに支払った額：120万円

②利用期間に基づく按分額

対象期間：令和8年6月1日～令和9年1月31日

利用月数：8か月（令和8年6月～令和9年1月）

1か月当たりの利用料：120万円 ÷ 12か月 = 10万円/月

按分額：10万円/月 × 8か月 = 80万円

⇒①支払済額（120万円）と②按分額（80万円）を比較し、低い額である80万円を補助対象経費とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないでください。

2 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とします。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注、購入、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド使用料に含まれる付帯経費を除く）
- (3) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む）
- (4) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (6) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (7) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (8) 各種保険料、借入金等の支払利息および遅延損害金
- (9) 事業計画書等の作成および送付に係る費用
- (10) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (13) 適当な理由がなく自社以外の場所に設置して利用する機械・器具等の購入費
- (14) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費